

復興貯蓄債券問答集

理財局國庫課

七月六日

秘

目次

第一

割増金附勸業債券ノ發行ニ代ヘ特ニ復興貯蓄債券ヲ發行スル理由如何

第二

水債券ノ發行ニ依ル收入金ヲ二億圓ニ制限シ且發行期間ヲ五年ニ限リタル理由如何

第三

政府ハ水債券二億圓ヲ募集シ得ル見込アリヤ

第四

政府ハ震災後今日迄復興復旧資金幾何ヲ融通シタルヤ

第五

震災地復興及地方産業振興ノ為ニ融通スル金額ハ幾何ノ見込ナリヤ

第六

割増金ヲ附スルコトハ射倖心ヲ助長シ却テ有害ナラサルヤ

第七

右資金融通ノ方法并利率如何

第八

第九

收入金ヲ預金部ニ預入ル、トキハ他ノ資金ト混同セラル所期ノ目的ヲ達セラレサルノ虞ナキヤ政府ハ中央及地方ヲ通シ統制アル組織ヲ以テ貯蓄奨励ノ手段ヲ講スルトノコトナルカ如何ナル具體的計畫ヲ有セリヤ

復興事業債券問答集

第一

問 割増金附新業債券ノ発行ニ代ヘ特ニ復興事業債券ヲ発行スル理由如何

答 一 今曰割増金附新業債券ノ發行良好ナラサル現下ノ状況ニ鑑ミ以テ際特殊ノ債券ヲ発行スルヲ得策トスルニト

二 割増金附新業債券ノ発行ニ依リ得タル資金ハ現行法(日本勸業銀行法第十五条ノニ参照)ノ下ニ於テハ其ノ使用ニ制限アリ、震災地ノ復興等ニ無制限ニ使用シ得ラレサルノ缺點アルニト並新業債券發行ニ関シテハ種々法律上ノ制限アルヲ以テ震災地復興資金調達上不便ナルコト
三 今曰新業銀行法ヲ改正スレハ可ナルヘント

殖産増進附勸業債券ノ発行ハ永久ノ施設トシテ
現行制度ヲ維持スルヲ可ナリト認ムルヲ以テ
ニ本債券ノ発行特別ノ小額債券ヲ発行スル制度
ヲ採リ日露戦争當時ノ新舊債券ノ米例ヲ襲ヒタ
ル次第ナリ

四本債券ヲ勸業銀行コレヲ発行セシメス政府自身
発行スルコト、スルモ一案ナルヘキモ殖産増進附
債券ノ発行ハ勸業銀行ニ於テ多年ノ経験ト完
全ナル組織ヲ有セルヲ以テ發行コレヲ発行セシ
メ政府ニ於テ之ヲ募集或切上直接間接充テノ援
助ヲ與フルコト、スルコト有利ト認メ本條ヲ採用
セル次第ナリ

参照

日本勸業銀行法(抜萃)

第十五條ノ二 日本勸業銀行ハ殖産増進附勸業債券ノ發
行ニ依リテ得タル資金ハ田畑、塩田、山林、牧場、養魚地、又
ハ漁業権ヲ抵当トスル貸付、第十五條各項ノ貸付及農
工債券又ハ産業債券ノ引受ノ外之ヲ使用スルコトヲ
得ス但シ大藏大臣ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在
ラス

(参照)

第十五條 法律ヲ以テ日本勸業銀行ハ府縣郡市町村其ノ他
合法ニ於テ以テ組織セル公共團體ニ貸付ヲ爲ス場
合ニ於テ地整理法ニ依リ若ハ其ノ聯合ヨリ借用
申出タル地整理組合又ハ共同施行者力連帶責任ヲ以
テ借用タル地整理組合又ハ共同施行者力連帶責任ヲ以
期償還貸付又ハ年賦償還貸付ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 第一項 日本勸業銀行ハ資本金四十分の一以上ノ拂込アリタルトキハ拂込金額ノ十五倍ヲ限リ勸業債券ヲ発行スルコトヲ得但シ年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並其ノ引受ケタル農工債券北海
道拓殖債券産業債券及朝鮮殖産銀行ノ発行シタル債券現在高ヲ超過スルコトヲ得ス

第三十五條 勸業債券ハ券面金額ヲ十圓以上トシ無記名利札附トス但シ應募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト為スコトヲ得

産業組合、漁業組合、森林組合、畜産組合、住宅組合、又ハ其ノ聯合會、農工銀行、存在セサル府縣内ニ於テハ、上ノ以テ農業者、工業者、又ハ漁業者、申合テ、連帶責任ヲ負フ方法ニ依リ、無抵當貸付ヲ爲スコトヲ定期償還ノ方

第二問 本債券ノ発行ニ依ル收入金ヲ二億圓ニ制限シ發行期間ヲ五箇年ニ限リタル理由如何

答 (一) 發行額ヲ無制限ト為シ置クコトハ一般金融市場貯蓄銀行等ニ對スル關係上穩當ニアラス又之ヲ二億圓ニ限定シタルハ大体過去三年間ニ於ケル割増金附勸業債券發行高(註参照)ヲ勘案シ其倍額以上トシタルモノニシテ此ノ程度ナラハ募集可能ナリトノ見地ニ出テタルモノナリ

(二) 亦モ零碎資金ノ吸收方法ハ單ニ本債券發行ノ方法ノミニ依ル積リニアラス郵便貯金ノ奨励貯蓄預金ノ勧誘其ノ他ノ方法ト共ニ萬全ヲ期シタキ考ニシテ要スルニ國民ノ勤儉貯蓄ノ実ヲ擧ケシメ民間消費ノ増加ヲ防クヘキ目的ノ達成ニ資スル一案トシテ実行セ

ムトスルモノナリ換言スレハ本債券ノミニ依リテ如
 上ノ目的ヲ達セントスレハ自ラ無理ヲ生セサルヲ得
 サル矣ヲ考慮シ茲ニ本債券発行ノ收入金ヲ二億円ニ
 限定シタル次ナリ
 (三)発行期間ヲ五年ニ限リタルハ一面復興復旧計画カ
 大正十七年度迄ニ及フ財政計画ニ順應セントスル考
 =出テタルモノニシテ此期間ニ於テハ復興事業ノ為
 撒布セラル、資金多額ナルヘク之ヲ吸収スルコト本
 債券発行ノ目標トスル所ナリ
 (四)尤モ今回ノ提案ニ於テハ貯蓄債券法ニ於ケル如ク
 一年間ニ発行スル金額ヲ限定セズ五ヶ年間ニ二億円
 ト定メタルヲ以テ或ハ状況ニ應ジ発行額ノ多少緩急
 ヲ調節シ隨意決定スルノ餘裕ヲ残シ置キタリ

註

割増金附勸業債券発行高

大正十年	一四、七二〇、〇〇〇円
全十一年	二三、八〇〇、〇〇〇円
全十二年	一二、一五三、〇〇〇円

第三問 政府ハ本債券発行ニ依リニ億圓ヲ募集シ得

レ見込アリヤ

答 (一) 五ヶ年同ニニ億圓一ヶ年平均四千万圓ナル故大
体三ヶ年同ニ千万圓ヲ募集スルコトナル以テ
程度ノ募集ニ付テハ充分ノ見込アリ蓋シ従来ノ
如ク勸業銀行ノ募集運動ニ一任シ置クコトハ也
ハ別ナルモ本債券ニ付テハ政府ニ於テモ応募ノ
動向止テ見込カスル者ナルヲ以テ以テ一億圓マ
テ見込スルノ要ナシト信ス

(二) 加之一面復興事業ノ約款案關係ニ於テモ今後約
トニ億圓一支出アリ其ノ内約三千万一見当ハ所
銀トシテ支出セラル、見込ナルヲ以テ一級民同
復興事業ニ依ル資金ノ撤布ヲモ併セ考慮スルト

キハ今台野邊資金ハ一層増進トナルヘキモノト
 豫測スルニ難カラズ依テ右金額ノ募集ハ実行可
 能ナリ

第四 同 震災後今日迄復興費日進金幾何ヲ融通シタ
 ルヤ

答 一 預金部ヨリ融通シタル金額ハ震災後本年六月迄

ニ約八千万円ナリ尚外ニ融通方決定シタルニ融

通未済額約二千五百万円アリ（註参照）

ニ右金額ハ相当巨額ナルニ尤急施設ニ要スル資金

トシテ融通シタルモノ頗ル多額ニ止ホレルコト

並震災後の銀、興銀、農銀等付レモ今日迄ノ市場ノ

状況ニ鑑ミ自ラニ資金調達ノ困難ナルモノナリ

レコト等ノ事情ニ依リ預金部トシテハ相当多額

ノ融通ヲ為シタル次第ナリ

註

公共団体緊急施設費（地方債） 三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

小商工業者復興復興資金(興銀貸付)
 大工業者復興復興資金(興銀貸付)
 建築及産業復興資金(勸業債)
 産業組合耕地整理組合復興資金
 (勸業債、地方債、国債)

一五、〇〇〇〇〇〇〇
 一〇、〇〇〇〇〇〇〇
 一〇、〇〇〇〇〇〇〇
 一〇、〇〇〇〇〇〇〇
 一〇、〇〇〇〇〇〇〇

第五問

復興地復興及地方産業復興ノ為メニ融通スル金額ハ幾何ノ見込ナリヤ

答 一復興事業債募集収入金全部(総額二億四千九百四十万)右金額ノ内幾何ノ復興地ノ復興ニ又幾何ノ地方産業復興ニ振向テラル、ヤハ確定ノ中上々兼マリス大体各半額ノコト安トシテ道道増減スル見込ナリ

二郵便貯金増加額ノ一部

復興事業債募集収入金ノミニテ満足スルモノニ在ラス必要ニ充テ額金部資金ノ餘力ヲ以テ之ヲ補充スル考ナリ其ノ金額ハ今日之ヲ明言スルヲ得ス唯今後五ヶ年同ニ亘リ復興資金ノ増加額對シ獎勵ノ運動ニ依リ郵便貯金ノ如キ相当多額ノ増

如見像想ナルヲ以テ決一方固ヨリ預金部ノ餘裕
 元目ヲ増加スルモノト存シ居レリ一面預金部ニ
 於テ將來ノ財政計畫上公債引渡約五千万日程度
 ニ上ルハキ見込ナルカ決メ資金ハ郵便貯金ノ増
 加ヲ考慮ニ加ヘスレテ決スル餘ナルヲ以テ將來
 ニ於ケル郵便貯金ノ増加ニ依ル預金部資金ノ増
 加一部ハ震災地ノ復興並ニ地方産業ノ振興ノ為
 融通スル一日ニ供シ得ル額ナリ(註長照)
 三、新債募集並ニ業債募集ノ方針ニ依ル資金
 計部ニ項ノ外新業銀行並ニ興業銀行ヲシテ一般市
 場ニ於テ債券ヲ發行セシメ震災地復興並ニ地方産
 業振興ニ要スル資金ノ調達ニ期スル考ヘ
 ナリ今日迄ノ状況ニ於テハ西行債券發行ハ困難

トルモ復興計畫ノ進捗ニ伴ヒ巨額ノ資金移動ア
 ルハ其ノ間ニ趣シテ西行ニ於テ一般募集ノ債
 券發行ハ今日ヨリ支那局ナルヲ得ヘシト信ス
 四、之ヲ要スルニ復興新債募集收入金ノ外右預金部
 資金ノ餘裕及西行ノ債券發行ニ依ル募集金ヲ併
 セ復興並ニ振興資金ノ潤沢ヲ期スル考故充分
 ノ效果ニ期シ得ヘシト信ス

註
 (一) 預金部資金ノ餘力ニシテ公債引渡ニ充テスル元

約五千万円

計部ノ振興

大正十四年度預金部資金ノ餘力見込

収入部

八、優還金投入
口、郵便貯金利子元加
益金

答

結

集

	▽	/	四	五
<u>五、</u>	▽、	<u>五、</u>	▽、	
▽	▽	▽	▽	
▽	▽	▽	▽	
▽、	▽	▽	▽、	
▽	▽	▽	▽	
▽	▽	▽	▽	
▽	▽	▽	▽	

支出部

个普通低利资金

只笑彼田園

八 社会事業資金

二、中央御藏市娼低利資金

4

美引餘力見江

(四) 郵便費、
增加及預金部
資金、
餘裕增加

約 約

五	五
四	〇
二	七
五	五
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇
〇	〇

大正八年

九
并
中

十年

十一月中

十一 冲

一、全年平均增加额

最近
三
年
中
均
增
加
額

巨、内郵便辭金利子元加 = 依儿僧加家四五。

9
0
0
0
0
0
四二
北陸
スル
トキ
ハ
陽金
音讀入垂ノ餅

禮
 加
 額
 四
 五
 三
 〇
 〇
 〇
 〇
 〇
 田
 十
 十
 北
 商
 外
 三
 卷
 二

結東最近三
五
年
來
增
加
額
一
二
萬

ヲ倍加セシメ得ルトスレハ忍重部費金ニ更ニ

千八百四十六年、餘力ヲ盡スルコト、ナルヘシ

(ハ) 最近三ヶ年間の勸業債額及興業債額一紙募集高

大正十年中	勸業債募集高	興業債募集高
三十一萬中	二五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三十一萬中	二七、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三十一萬中	二八、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

第六問 割増金ヲ附スルコトハ射倖心ヲ助長シ却テ有

害ナラサルヤ

答(一) 割増金ヲ附スルコトハ理想トシテハ之ヲ避ケタキ

モ今日復興資金ノ需要緊切ニシテ其額尠ナラサルモノアリ従テ之レカ調達ニ付テハ出来得ル限リノ手段方法ヲ講シ且零細資金ノ吸收ニ付テハ特別ノ考慮ヲ加ヘサルヘカラス政府ハ郵便局ニ於テ割増金ヲ附セサル小額公債ヲ賣出サシムルモ此ノ方法ノミニテハ到底所期ノ目的ヲ達スルヲ得サルコト明ナリ依テ臨機ノ便法トシテ割増金附債券發行ノ方法ニ依ルコト亦止ムヲ得サルノ措置ナリト認ム(白露戦争當時ニ於ケル貯蓄債券ノ発行ノ先例アリ)

(二) 射倖心ヲ助長スルト云ハンヨリハ寧ロ人間ノ本性
タル射倖心ヲ適當ノ程度ニ利用シ一面ニ於テハ資
金ノ需要ヲ充足シ他面ニ於テハ各自力濫費ニ流ル
ルヲ轉回シテ自ラ貯蓄ノ実ヲ擧ケシムルノ結果ヲ
賣ラサムトスルモノニシテ誠ニ一舉兩得ノ手段ナ
リト信ス

(三) 割増金附債券ノ発行ハ勸業債券ニ付テハ既ニ認メ
ラレ居ル所ナリ若シ此ノ債券ニ併行シテ別ニ此ノ
種ノ債券ヲ發行スルトセハ或ハ適當ノ程度ヲ超ヘ
却テ弊害ヲ醸スノ虞アリト云フヲ得ヘケンモ今因
ノ計画ニ於テハ勸業債券ニ代ユルニ本債券ヲ發行
スルモノナル故敢テ特別ノ施設ト云フヲ得サルヘ
シ

第二 問 資金融通ノ方法並利率如何
答 (一) 資金融通ノ方法

(復興財團債券法未參考書) 一ノ復興財團債券
發行計畫要綱第六資金融通ノ方法参照

(二) 融通ノ利率

一、被災地復興ノ介ハ従来預金部ヨリ融通シタル
利率ニ準據スヘキモ本債券ノ發行ニ依ル資金ニ
付テハ一般預金部資金融通ニ依ル場合ヨリ尤多
ク以低利ニ為シ得ル見込ナルカ今日之ヲ具體的ニ
言明スルコトヲ得ス(註参照)

二、地方産業振興ノ介ニ付テハ勸業銀行ノ認可利
率ニ依リ貸付クルヲ相當ト考フルモ是レ又前記
同様ノ特別考慮ヲ加クル積リナリ(註参照)

張災 関係預金部貸出 二 関スル 利率諸

興銀 1 分	小商工業者復興資金 大工業救済資金	新銀直接貸付 農銀短貸 1 分 農銀直接貸付 農銀直接貸付	新銀 1 分	公共団体施設費
種別	預金部より 経由銀付より	新銀 1 分 農銀 1 分 農銀 1 分 農銀 1 分	新銀 1 分 農銀 1 分 農銀 1 分 農銀 1 分	新銀 1 分 農銀 1 分 農銀 1 分 農銀 1 分
金額	1 分 1 分 1 分 1 分	1 分 1 分 1 分 1 分	1 分 1 分 1 分 1 分	1 分 1 分 1 分 1 分
利息	1 分 1 分 1 分 1 分	1 分 1 分 1 分 1 分	1 分 1 分 1 分 1 分	1 分 1 分 1 分 1 分

勸業招殖農工銀行貸付利子表

種別	十三年上	十三年下	神戶及台灣
田、畑、塩田、山林	七八	七八	八五一分より 十人以上選出候 全率三割以下
公共団体	七八	七八	
耕地整理各種組合	七八	七八	
宅地目的、耕地整理組合	七八	七八	
各財團、宅地建物	八八	八八	
（台灣、朝鮮） 不動産 産業組合	七八	七八	
公共団体	七八	七八	
（朝鮮） 不動産 産業組合	七八	七八	
公共団体	七八	七八	

北海道 銀行	水利組合 東洋拓殖会社 公共団体	〃	〃	〃	〃
北支那 銀行	公共団体各組合 個人会社、不動産	〃	〃	〃	〃
農工銀行	公共団体組合 個人会社	〃	〃	〃	〃
岩手福地 銀行	公共団体組合 個人会社	〃	〃	〃	〃

第八問 収入金ヲ預金部ニ預入ルルトキハ他ノ資金ト
 混同セラレ所期ノ目的ヲ達セラレサルノ虞ナキヤ
 答 本債券ノ収入金ハ法律ノ規定ニ依リ其ノ用途限定
 セラレ居ルヲ以テ預金部ニ預入セラル、モ他ノ資金
 ト混同シテ運用セラル、カ如キ虞絶体ニ存在セス而
 ノミナラス本資金ハ預金部ニ於テモ特別ノ勘定ヲ設
 ケ其ノ収入金並融通金額ヲ区分整理スル見込ナル故
 此ノ点ハ全然懸念スルノ必要ナシト認ム

第九問

政府ハ中央及地方ヲ通シ統制アル組織ヲ以テ

答

(一) 今日の計画ヲ有セリヤ

シ勤儉力行ノ美風ヲ振作スル國民一般ノ自覺ヲ喚起

シ統制アル組織ヲ立テ國民一般ト協力シテ其ノ目

的ヲ達スル必要アリト認メ銳意之レカ具體的ノ

計画ヲ講究シツハアルモ其ノ結構並運用ノ邊算ナ

キヲ期スル爲メハ尙多少ノ研究ヲ要スル点アリ

今席ニ於テ具體的ノ計画ヲ説明スルノ程度ニ至リ

得実行ニ着手シタキ考ナリ

(二) 右成案ノ實現ニ至ル迄ト雖政府ハ現在制度ノ下ニ

秘

大正十三年七月

復興貯蓄債券法案参考書

理財局國庫課

於テ各省協力シ既定豫算ノ範圍内ニ於テ全幅ノ力
ヲ傾ケ所期ヲ實現スル考ナリ